

令和8年申告相談のご案内

令和7年分所得の確定申告は2月16日（月）から3月16日（月）まで（土日は休みです）となっています。今年も感染症のリスク軽減・混雑緩和のため、又、期間内に適切な申告をしていただくために、下表のとおり、曜日ごとの申告相談日を定めましたので、お早目の申告をお願いします。令和8年度分村県民税申告書には、住所、氏名、生年月日、配偶者等、必要事項を記入してください。

※個人で営業、請負事業等をしている方、不動産収入や株取引等で所得のある方は必ず申告をして下さい。

申告（納税）相談日程

場所：役場第3会議室

期　　日	時　　間	適　　用
月曜日 2/16、3/2、3/9、3/16	午前9時～ 午後5時	中央地区 及び指定日に 都合のつかない方
火曜日 2/17、2/24、3/3、3/10	〃	西洞地区
水曜日 2/18、3/4	〃	東洞地区 (黒地～向黒地)
水曜日 2/25、3/11	〃	東洞地区 (黄野～小戸名)
木曜日 2/19、3/5	〃	北洞地区 (高橋～横旗)
木曜日 2/26、3/12	〃	北洞地区 (中野～池の平)
金曜日 2/20、2/27、3/6、3/13	〃	南洞地区

◎感染症予防のため、発熱等の症状が見られる場合は、後日、改めてご相談ください。

◎混雑緩和を少なくするため、申告相談待ち時間状況を電話で確認していただければ、目安の来場時間をお伝えできます。(あくまでも目安であり、その時間の間に申告者が見えた場合はその方を優先しますので、お伝えした時間を予約することはできません。)
その他ご不明な点がありましたら、役場総務課までお問い合わせください。

【申告の必要のある方】

- ・地代やアルバイト、ネットビジネス等の所得が年間合計 20 万円を超える方
- ・2 箇所以上から給与をもらっている方
- ・満期保険金、個人年金を受け取った方
- ・非課税所得（遺族年金、障害者年金、失業手当、特別定額給付金など）以外に収入がなく、村内居住のご家族の方の税制上の扶養になっていない方
- ・年末調整された給与や公的年金以外に収入があった方

【申告の必要のない方】（一例）

- ・勤務先（1ヶ所のみ）での年末調整が済んでおり、それ以外の所得や控除の追加、変更のない方
- ・公的年金収入が年間 400 万円未満であり、それ以外の所得や控除の追加、変更のない方
- ・収入がなく、村内居住のご家族の方の税制上の扶養になっている方

所得税（国税）の申告相談に持参するもの

◎令和 8 年度分村県民税申告書又は所得税の申告書（税務署より送付された方）

◎口座番号のわかる通帳

上記に加えて、

- | | |
|----------------|--|
| 「給与所得者、年金受給者」 | ・源泉徴収票、年金支払額証明書等 |
| 「農業をしている方」 | ・農業所得資料（売上伝票、預金通帳 等）
・農業所得の収支内訳書 |
| 「営業、事業をしている方」 | ・売上、経費等収支のわかる帳簿、領収書等 |
| 「その他控除に必要な証明書」 | ・社会保険料、生命保険、個人年金、建物共済等の支払額証明書、身体障害者手帳、医療費等の領収書、寄附金受領証明書等 |

医療費控除： 本人または生計を一にする家族が、1 年間におおむね 10 万円以上の医療費を支払った時に受けられる控除です。（申告者の所得額により 10 万円以下の医療費でも控除が受けられる場合があります。）

◎控除の対象となるもの

- ・医師・歯科医師に支払った診療費、治療費
- ・治療、療養のために必要な医薬品の購入費
- ・病院、診療所、助産所などへ支払った入院費など
- ・治療のためのあんま、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- ・在宅療養等の居宅サービス、介護保険サービス費用の医療費分
- ・主治医の証明を受けた介護用おむつ費用
- ・通院のために利用した電車やバスなど公共機関の交通費

◎控除の対象とならないもの

- ・健康診断の費用（診断の結果、病気が見つかり治療に至った場合は対象となります）
- ・診断書の作成費用
- ・疾病予防、健康増進のための医薬品
- ・予防接種の費用 等